

# 社会福祉法人黎明会 熱海ゆとりあの郷 広報誌「ゆとりすと」制作委託業者の選定にかかる 公募型プロポーザル方式の入札実施について

社会福祉法人黎明会では、熱海ゆとりあの郷広報誌「ゆとりすと」の制作業務の委託期間が令和3年3月末で7年を経過するため、公募型プロポーザル方式により令和3年4月1日から受託する業者の選定について下記により公募いたします。

1. 件名 社会福祉法人黎明会 熱海ゆとりあの郷広報誌「ゆとりすと」制作業務委託

2. 所在地 東京都小平市小川町1丁目485番地

## 3. 受託者の手続き

当法人の介護付有料老人ホーム熱海ゆとりあの郷の広報誌「ゆとりすと」の制作については、社会福祉法人の運営の仕組み及び介護付有料老人ホームの特性やセールスポイントを理解し、介護付有料老人ホームの広報誌の制作実績を有する業者であって、かつ適正な委託料を提示した業者の中から選定する。

## 4. 業務概要

### (1) 業務内容

広報誌「ゆとりすと」の会員に対して、年間12回発行される「ゆとりすと」の作成及び発送業務を執り行う。

なお、詳細は別紙仕様書のとおりとする。

### (2) 企画提案を求める具体的内容の項目

①実施体制

②戦略に基づく企画・デザイン・構成・内容等

③業務に要する経費及びその内訳

### (3) 委託契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間とし、特段問題がなければ仕様書と同一内容にて1年間の自動更新とし、以後も同様とする。なお解約の場合には、期間満了の3カ月前までに協議の上、文書で通知するものとする。

## 5. 公募資格

本件の公募に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当していないこと

(2) 東京都内に契約締結権限がある本店、支店又は営業所があること

(3) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）にないこと

(4) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること

ア：役員又は契約を締結する事務所の代表が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」第2条第6号に規定する者であると認められる者

イ：暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる者

ウ：役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ：役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与、又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ：役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

カ：社会福祉法人黎明会に対して、次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の施行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人として使用した者

(5) 消費税及び地方消費税等各種税金の滞納実績がないこと。

## 6. 熱海ゆとりあの郷広報誌「ゆとりすと」制作業務委託業者の選定にかかる公募型プロポーザル方式入札への応募手続き

### (1) 入札参加申込書の提出

前項の公募資格を満たし、当該公募に参加する業者は入札参加申込書等を以下により提出することとする。

① 受付期間 令和3年2月26日(金)～3月5日(金) 17:00まで

② 提出書類

- ・入札参加申込書
- ・受託先一覧
- ・登記事項証明書
- ・直近3年分の国税及び地方税の納税証明書
- ・受託業務責任者の要件を証する書類

③ 提出方法 郵送またはメールとする。

④ 提出先 〒187-0032  
東京都小平市小川町1丁目485番地  
社会福祉法人黎明会 法人本部 松本  
TEL 042-346-6611  
FAX 042-345-5975  
メール matsumoto@reimeikai.or.jp

### ⑤ 提出書類の取扱い

- ・提出されたすべての企画提案書等の書類等は返却しない。
- ・提出されたすべての企画提案書等の書類は、本公募の目的以外は使用しない。

(2) 関係書類等に関する質問の受付について

- ① 受付期間 令和3年2月26日(金)～3月5日(金)
- ② 質問方法 メールまたはFAXにて送付すること。  
※様式自由とする。  
※質問書は任意とする。
- ③ 提出先 前項と同じ

(3) 企画提案書等の提出

当該公募に参加する業者は、当法人の広報誌「ゆとりすと」制作業務について、以下の①～③に基づき企画提案書を提出すること。

① 企画提案書の内容

(ア) 会社概要

(イ) 広報戦略

- ・ 履行実績
- ・ 人員体制(戦略)
- ・ 人員体制(制作)

(ウ) 「ゆとりすと」作成(案)

- ・ 広報戦略に基づく企画・構成・デザイン・内容等を踏まえたオリジナルとしての「ゆとりすと」を作成すること。
- ・ 判型 A4判
- ・ 頁数 広報誌：8頁／チラシ2頁
- ・ 刷色 オールカラー
- ・ 製本 中綴じ製本

(エ) 留意事項

- ・ 企画提案書はA4判・横書き・左綴じの印刷物とする。
- ・ 企画書は1社につき1提案とする。

② 公募型プロポーザル方式による入札見積書

- ・ 見積書及び見積書に添付する明細書については、応募業者の任意様式とする。

③ 企画提案書等の提出時期と提出先

(ア) 受付期間 令和3年3月8日(月)～3月12日(金) 17:00まで

(イ) 提出方法 郵送またはメールとする。

(ウ) 提出先 〒187-0032

東京都小平市小川町1丁目485番地  
社会福祉法人黎明会 法人本部 松本  
メール matsumoto@reimeikai.or.jp

(エ) 提出書類の取扱い

- ・ 提出されたすべての企画提案書等の書類等は返却しない。
- ・ 提出されたすべての企画提案書等の書類は、本公募の目的以外は使用しない。

## 7. 選考方法

(1) 選考委員会

委託業者の選考は、社会福祉法人黎明会の役職員等で構成する選考委員会で行う。

(2) 選考基準と審査

企画提案書にかかるプレゼンテーションを実施し、選考委員会が定める「評価基準」に基づき評価する。選考委員会の評価の結果、最も優れた業者を契約候補者とする。

(3) 評価基準

評価にあたっては、「実施体制」、「企画力」、「価格評価」に区分し、下表のとおり評価点を配分して合計100点とする。

評価区分	評価項目	主な評価内容	評価点
実施体制	履行実績	同種又は類似の業者の広報誌等制作業務の十分な履行実績があるか。	20点
	人員体制（戦略）	豊富な広告企画の履行実績を持ち、効果的な業務を行える体制がとられているか。	
	人員体制（制作）	取材、編集、写真撮影等が効率的に行える体制か。	
ゆとりすと の発行の 企画力	戦略	会員に対し、効果的と思われる戦略を作成できるか。	60点
	デザイン・構成	戦略に基づき、効果的と思われるデザイン、構成となっているか。	
	キャッチコピー	戦略に基づき、読者が興味を持ち、効果的と思われる表現が作成できているか。	
価格評価	価格	見積金額	20点

(4) 業者選考結果の通知

業者選考の結果については、本件の公募に参加したすべての業者に対し、令和3年3月25日までに文書にて通知する。ただし、評価についての点数等は公開しないものとし、結果に対する異議は受け付けない。

8. その他

(1) 提出する提案書類等の一切の費用は、各提案者の負担とする。

(2) 提出した提案書類等の内容に虚偽、その他不適切な事項が発覚した場合は、直ちに失格とする。

(3) ゆとりすと制作業務委託にかかる仕様については、別紙のゆとりすと制作業務委託仕様書によるものとする。

以上